

日本労働安全衛生コンサルタント会

東京支部会報

No.
28

2022/5/16

■発行／編集 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部

■発行場所 〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル4階 電話 03-3453-7393 FAX 03-3453-7505
URL <https://www.jashcon-tokyo.com> E-mail: jashcont@basil.ocn.ne.jp



「労働安全衛生コンサルタントは、皆様と共に高みを目指します。」



ご挨拶



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

東京支部長 **山崎 恵一郎**

新型コロナウイルス感染症に脅かされて2年が経過しウイルス感染症の怖さを実感させられる毎日です。次々に変化を繰り返しまん延していくウイルスとの闘いが早く終焉することを願う次第です。

令和4年度は、第13次労働災害防止計画の最終年度となりますが、死亡災害は平成29年の15%削減目標が順調に推移しており、これは関係者の努力の賜物と思います。しかし、休業4日以上の死傷者数は目標の5%削減がかなわず125,000人以上のレベルで推移し、一部の業種では増加傾向にあります。また、令和4年3月の速報値では146,000人以上(感染症による労働災害件数を含む)と増加しております。行政機関では、その要因である高齢化、産業構造の変化、外国人労働者の増加など我が国の労働経済の課題に対してタイムリーなガイドラインの周知等を図られておりますが、労働災害の危険事象に接する機会の多い実務関係者は現場での更なる努力が必要です。

現場を診断する労働安全・衛生のコンサルタントとして見聞して感じることは、作業手順書の不備・不足や作業の要素に対する危険性に対し感受性が低いことを災害原因として報告された事例が多いことです。平成18年に「危険性又は有害性等の調査等」(リスクアセスメント等)に関する指針が公示され、職場では機械設備などの本質安全化や工学的対策を改善の成果として目にする機会が増えております。今後、更に製造・建設・輸送等の作業の過程において、実務関係者が三現主義に基づいた作業手順及び作業方法の適正化を指導することにより、働く人の危険に対する感受性を高めることが休業4日以上の労働災害の防止に大きく役立つものと考えます。

支部長に就任して半年が過ぎましたが、最近では災害が発生した後の相談でなく、災害防止に対する事前相談が増加しております。東京支部は、相談者の“熱い思い”に応えるべく準備をして支援をさせていただきます。



ご挨拶



東京労働局労働基準部

安全課長 **小嶋 三喜雄**

～トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心～

本年4月1日付けで東京労働局労働基準部安全課長を拝命しました小嶋と申します。

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部並びに会員の皆様には、日頃より労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力、特に労働災害防止に向けた日々の積極的な活動にご尽力いただいておりますことに御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、様々な影響が出ているところです。まずは、職場における拡大防止のため、一人一人が職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策にご協力いただきますようお願いいたします。

さて、東京都内の労働災害発生状況をみますと、令和3年の死亡災害は全産業で77人（前年比38人増）、休業4日以上之死傷災害は12,876人（前年比2,231人増）と大幅に増加しております。

特に、就業人口の高齢化による高年齢労働者の労働災害や、「転倒」や腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、職場における労働者の作業行動に起因する労働災害（行動災害）が顕著に増加していることから、これら災害に対する対策が急務と考えており、エイジフレンドリーガイドラインや「STOP！転倒災害プロジェクト」に基づく取組について、事業者への周知をお願いします。

東京労働局においては、最終年度を迎える第13次東京労働局労働災害防止計画の目標達成に向け、各種取組を強化することとしておりますが、労働災害防止のためには、皆様方のような外部の専門家の方々による支援が欠かせないものと考えております。引き続き、企業における自主的な安全衛生活動による労働災害防止対策が図られるよう、東京都内各事業場に対する安全衛生対策に関する助言をいただくとともに、「Safe Work TOKYO」のロゴマーク、「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」のキャッチフレーズ、「私の安全衛生宣言コンクール」など、当局が実施する行事等についての周知にご協力をお願いいたします。

最後に、貴支部の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。



ご挨拶



東京労働局労働基準部

健康課長 長澤 英次

本年4月1日付けで東京労働局労働基準部健康課長に着任いたしました長澤と申します。

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部並びに会員の皆様には、安全衛生の専門家として労働者の安全と健康確保のため、ご協力をいただき御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、まん延防止等重点措置が解除されたものの、感染者数が高止まりとなっており収束時期の見えない状況が続いております。

労働局及び労働基準監督署では、職場における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底を図るため、あらゆる機会に、特に留意すべき事項となる、「職場における新型コロナウイルス感染防止のための取り組みの5つのポイント」について確認させていただくとともに、感染防止対策の実践例の紹介を行っているところです。

感染防止に向けた取り組みを確実に行うことで、一日でも早く事態の収束に向かうよう、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

さて、本年度は、第13次東京労働局労働災害防止計画の最終年度であり、健康分野の計画目標達成に向け「労働者の健康確保対策、過重労働による健康障害防止対策」、「化学物質による健康障害防止対策」、「熱中症対策」の3項目を本年度の重点事項として推進することとしています。

「労働者の健康確保対策、過重労働による健康障害防止対策」では、「『過労死等ゼロ』緊急対策」を踏まえた企業本社等への指導とストレスチェック制度に係る取り組みの定着を図るための指導を行います。

「化学物質による健康障害防止対策」では、特定化学物質障害予防規則の改正及び石綿障害予防規則の改正に伴う周知・啓発を行います。

「熱中症対策」では、本年度も引き続き、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に取り組むこととしています。

また、事業場における化学物質に関する管理体制の強化やリスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化等を内容とする労働安全衛生規則等の一部改正について現在検討されており、令和5年度から6年度にかけて段階的に施行される予定となっております。

上記各種取組の推進や規則改正への対応のため、事業場において具体的な対策を進める際に、安全衛生の専門的な技術や知識が求められることから、労働安全衛生分野の専門家であるコンサルタント会の皆様にも今後ともご協力頂きたいと考えております。

最後に、貴支部の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

令和3年度東京支部業務実績

【労働安全衛生コンサルタント制度の普及】

労働災害防止を目的とした労働安全衛生コンサルタント制度普及に貢献するため、毎年以下の取り組みを行ってきましたが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴い活動を縮小または中止となりました。

- ・労働安全衛生コンサルタント制度の周知活動としてリーフレットや会報の発行、配布（縮小実施）
- ・各監督署、基準協会主催の安全週間・労働衛生週間の趣旨説明会における講演（中止）
- ・全国安全週間に係る各種行事や、産業保健フォーラムに参加し、安全衛生相談コーナーを設置し、安全衛生に関する当支部の各企業などへの支援活動の紹介（中止）

【令和3年度のコンサルタント業務の展開】

1. 安特（安全管理特別指導事業場）、衛特（衛生管理特別指導事業場）の支援

安特（2件）、衛特（1件）に指定された事業場に対し、安全衛生管理上の問題点把握、改善計画立案、現場指導等を行いました。

2. 厚生労働省委託事業

令和3年度も「職場における受動喫煙防止対策に係る相談支援・周知啓発業務」を受託しました。

3. 受託業務

当会には様々な業種の事業場から労働安全・労働衛生に関するご相談をお寄せいただいています。その内容は様々ですが、代表的なものは以下のとおりです。

（1）受動喫煙防止対策支援業務

昨年度に続き、東京都並びに各区の受動喫煙防止対策のアドバイザー派遣や、喫煙所設置に関する助言・指導業務などを行いました。

（2）外国人労働者安全管理支援業務（詳細は「厚生労働省事業」にて後述）

外国人在留支援センターにおいて、外国人労働者を雇用している事業者に対し、労働災害防止対策の相談・助言業務を行いました。

（3）安全衛生診断業務

官公庁、金属加工会社、大手材料会社、通信・輸送会社や建設工事現場などの安全衛生相談及び診断を行いました。

（4）安全衛生講演や講習

各専門分野の労働安全衛生コンサルタントの豊富な経験を生かして現場の作業の方々や管理職を対象にした教育を提供しました。

（5）土木工事の安全指導

シールド工事、下水道工事などに係る安全対策業務を継続的に実施しました。

（6）集合住宅の安全点検

大型集合住宅のリニューアル工事や仮設足場、外構工事の安全点検業務を継続的に実施しました。長年に亘って実績を積み上げた業務です。

4. その他

各種労働安全衛生教育団体へ講師を紹介し、活躍しております。

外国人労働者安全管理支援事業『安全衛生班』の業務について

 労働安全コンサルタント 藤間 政雄

2020年7月、東京都新宿区のJR四ツ谷駅前の高層ビル「四谷タワー」13階に外国人在留支援センター（FRES）が開所され、東京労働局外国人相談・支援室（以下、支援室という。）が設立されました。

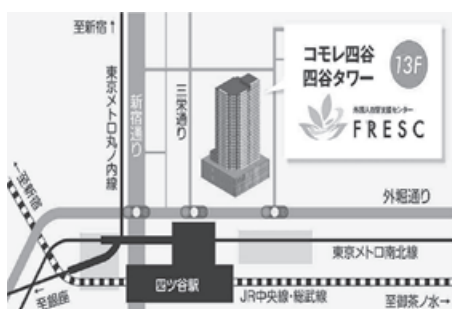
（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部では、その支援室の『安全衛生班』業務を運営している（公社）東京労働基準協会連合会と設立当初より協力して、労働安全及び労働衛生コンサルタント12名で対応しております。

安全衛生班は、外国人労働者を雇用する事業主及び外国人労働者から寄せられる安全衛生教育や労働災害防止対策等の相談に対応させて頂いています。例えば、外国人労働者向けの安全衛生用教材や実施教習機関の案内並びに災害発生時の対応など幅広い情報提供を行っています。

また、依頼先事業所を安全衛生の専門家が個別に訪問して、外国人労働者に対する安全衛生管理、安全衛生教育及び労働災害防止対策等をお聞きして改善方法等について具体的なお提案もさせていただきます。

尚、ご相談・個別支援は無料ですので遠慮なくご利用ください。詳細は、（公社）東京労働基準協会連合会のホームページをご覧ください。

住所：東京都新宿区四谷一丁目6番1号 四谷タワー13階
東京労働局外国人特別相談・支援室 安全衛生班



〈所在地図〉



〈外国人在留支援センター入口〉

令和3年度各委員会活動報告

企画委員会



企画委員会委員長 高橋 明彦

企画委員会の業務は東京支部委員会規程にて、支部の事業計画及び規約・規程の改廃に関する事項を検討することとされています。企画委員会の委員は、城東北、城西、城南及び多摩の4地区業務部会から選出された委員で構成されており、必要に応じて委員会を開催し検討を行なう事としています。

令和3年度は、支部規約の改訂検討を行ないました。委員会の活動は、昨年に続き新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、対面による委員会の開催はできませんでしたが、電子メールにより、現行規約の不具合について各委員の意見を集約し、規約改正案としてまとめました。主な検討課題は、支部規約第11条（役員の選任）及び第12条（役員の任期）について、支部長の選任手順および支部長の任期について実態にあったものとししました。規約改正案は令和3年12月の常任幹事会にて審議し、令和4年1月の幹事会にて審議承認されました。

事業委員会の役割は、「情報の収集・調査研究・事業の開発および推進に関する事項等」について検討し、有益な事業の情報収集に努めることであり、以下の活動を実施しています。

1. 情報の収集

昨年度から実施している東京支部ホームページの会員ページに「新技術等事例紹介」を掲載し、有益な情報の収集と会員間の情報共有を行っています。

2. 調査研究

行政機関の実施する受動喫煙防止対策、外国人労働者への安全衛生教育の推進及び高年齢労働者の安全と健康確保等の事業への積極的な協力支援をしています。

3. 事業の開発および推進に関する事項

- (1) 石綿障害予防規則等改正に伴う建築物等解体・改修作業時の事前調査者を養成するため、当会においても「建築物石綿含有建材調査者」の資格取得に対する助成支給制度を導入しております。
- (2) 会員が講師等として研修会等で利用できる最新の安全衛生用教材を提供できる環境を整備しました。受講生に少しでも分かり易く、理解が得られるための実践スキルアップ支援を行っています。

厚生労働省が定めた「第13次労働災害防止計画」（以下「13次防」と略す）の重点事項の内容には、建設業における墜落・転落災害等の防止、化学物質・石綿による健康障害防止対策、受動喫煙防止対策等が記述されています。

13次防の4年目となる令和3年度東京支部の研修会では、毎年実施する労働安全行政の動向、労働衛生行政の動向の他、13次防重点事項等に基づき研修テーマを定め、新型コロナウイルス感染症対策のためリモート方式で研修会を開催しました。

より多くの会員が研修会に参加され、お客様満足度を更に高めるよう労働安全衛生コンサルタント活動に活かしていただくことを期待しております。

回	開催日	実施方法	研修テーマ（講演時間）	講師（敬称略）
1	令和3年 5月12日	リモート方式	「化学物質等による健康障害 防止対策」（90分）	みずほリサーチ&テクノロジーズ(株) チーフコンサルタント 貴志 孝洋
2	令和3年 7月27日	同上	①「今年度の労働安全行政の 動向について」（30分） ②「今年度の労働衛生行政の 動向について」（30分）	東京労働局 労働基準部 安全課 主任安全専門官 長澤 英次 東京労働局 労働基準部 健康課 副主任労働衛生専門官 徳橋 克史
3	令和3年 10月13日	同上	「石綿による健康障害防止対策」（90分）	城東北地区業務部会 岩崎 毅
4	令和3年 12月1日	同上	「東京都受動喫煙防止対策 （東京支部受託業務）」（60分）	多摩地区業務部会 田中 通洋
5	令和4年 2月28日	同上	「郡山市 浸水対策事業-シールド工事 （3工区）安全診断報告」（90分）	支部長（城東北地区業務部会） 山崎 恵一郎 城南地区業務部会 岡部 勝信 多摩地区業務部会 細矢 明

～ 労働安全衛生コンサルタントは、皆様と共に高みを目指します ～

労働安全衛生コンサルタント（以下コンサルタントと表記）の会合でしばしば話題になるのはコンサルタントの知名度の低さです。東京支部でも全国労働安全週間や衛生週間の説明会、または東京産業安全衛生大会などの折に東京支部会報やリーフレットの配布をしたりしていますが、知名度の向上はまだ道半ばと言わざるを得ません。

一方で最近の東京支部の業務実績においては、コンサルタントの行った業務に対し、多くの案件で大変良い評価をいただいております。同一顧客から別案件での講演や安全・衛生診断の再要請が数多く寄せられており、コンサルタントに強い期待を持って頂いていることが分かります。コンサルタントの持つこの力をより多くの企業・団体・官公庁にご理解いただき、活用していただくことが広報委員会の現下の使命と考えております。

東京支部会報にあっては会員相互の情報交換誌と言う枠組みを超えて、外部への「広報誌」という面を強め、少しでも顧客目線に合わせる事を編集の基本目標にしてきたところです。第26号ではコンサルタントが具体的にどのような活動をしているかを「会員活動報告」として掲載し、さらに第27号では東京支部会員が顧客のホームページなどに継続的に寄稿している記事を紹介しました。

第28号（本号）ではこれらを継続するとともに、表紙そのものを顧客の皆様の目に留まるようカラー化しました。本号はその第1回となるため日本の象徴である「富士山」を題材とし、労働安全衛生コンサルタントが顧客の皆様と共に安全・衛生の高みを目指して行くことを表現し、新たな覚悟を表わしました。多くの皆様にご覧いただければ幸いです。

令和元年11月に東京支部のコンプライアンス実施規程が制定されました。この規程は、支部の労働安全衛生コンサルタント会員及び事務局職員を対象にして、コンプライアンス（即ち、法令、日本労働安全衛生コンサルタント会の定款・倫理綱領・行動規範などの順守）を、どのようにして実施するかに重点をおいた規程です。

規程に沿い、支部の常任幹事を構成員とするコンプライアンス委員会を設置しており、令和3年度の活動は次のとおりでした。

1. 毎月1回開催される常任幹事会のなかで、コンプライアンス委員会の場を設け、支部内にコンプライアンス違反が見聞されていないかを質疑してきました。今年度は、1件、会員から質問があり委員会で迅速に調査を行い必要な改善措置を行い対応しました。
2. コンプライアンスに関する教育周知のため、令和3年11～12月に行われた業務部会新入会員向けオリエンテーションの中で規程を周知しました。
3. 令和3年10月には、コンプライアンスの実施状況を内部で点検し、事務所内における秘密情報資料の識別保管など若干の改善すべき点を指摘し、改善措置を事務局に要望しました。その後、これらの措置の完了したこと、または実施中であることを確認しました。

改正法令に対応したアーク溶接に関する安全衛生の講演と診断

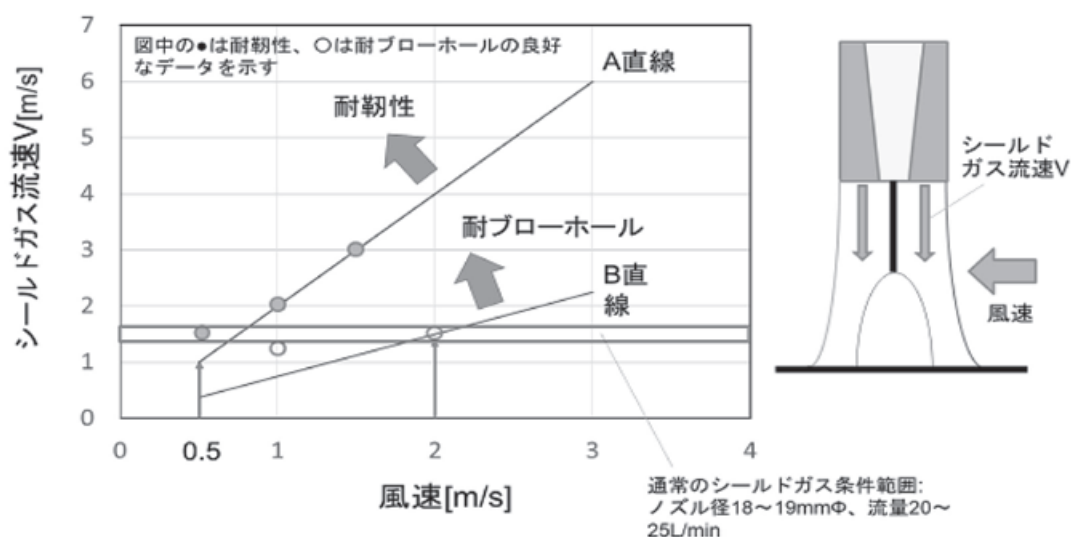


労働安全衛生コンサルタント 中井 知章

令和2年4月22日、金属アーク溶接等で発生する溶接ヒュームが特定化学物質（管理第2類）に指定され、金属アーク溶接等作業に係る措置が特化則第38条の12に新設されました。これらの改正法令にタイミングよく令和3年3月22日労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）試験に合格、4月13日登録し「労働衛生コンサルタント」としてアーク溶接に関する安全衛生の講演と診断を行いました。

アーク溶接に関する改正法令の説明会は、これまで多くの団体で行われていますが、溶接ヒュームの濃度測定とそれに基づく換気の改善と呼吸用保護具の選択についての内容がほとんどでした。そもそも溶接ヒュームの発生量を低減する対策（本質的対策）について言及している説明は、ほとんどありませんでした。そこで私は、溶接方法の改善に踏み込んだ本質的対策と風の影響について、日本能率協会主催の労働安全衛生展（令和3年6月24日東京ビックサイト、7月16日インテックス大阪）で「改正法令に対応したアーク溶接の安全衛生対策のポイント」と題して講演しました。

本質的対策は、①シールドガスを炭酸ガスからアルゴン系ガスに変更する。②溶接条件（溶接電流、アーク電圧）を見直し変更する。③低ヒュームワイヤに変更する。④パルス溶接機に変更する。の4つあります。そのうち①のシールドガスの変更については、日本作業環境測定協会主催の作業環境測定研究発表会（令和3年11月17日香川県民ホール）で「シールドガスによる溶接ヒューム発生量の低減について」と題して研究発表しました。風の影響については、ブローホール発生の場合と靱性低下の場合では風速の影響が異なり後者の風速制限が厳しいことを下記の図で説明しました。



次に、製缶工場や自動車部品製造業におけるアーク溶接の安全衛生診断では、①全体換気装置、局所排気装置の稼働状況 ②継続した屋内作業場の特定 ③特定化学物質作業主任者の選任状況 ④溶接ヒュームの濃度測定結果 ⑤濃度測定結果に基づく呼吸用保護具の選択と使用状況 ⑥特殊健康診断結果 ⑦洗浄設備の有無 ⑧休憩室の有無 ⑨喫煙・飲食禁止の表示 ⑩関係者以外の立入禁止の表示等について、文書記録のチェック、現場巡回、ヒヤリングを行って診断し指導しました。

現在、溶接現場では、改正法令に対して新しく対応しなければならないことが多く、大変苦勞されています。できるだけ実行可能な実際に見合った解決策を提案しなければならないと考え、労働衛生コンサルタントの使命を果たしていきたいと考えています。

事業場でのリスクアセスメントの取り組みについて



労働安全衛生コンサルタント 高橋 明彦

リスクアセスメントは平成18年4月1日以降、労働安全衛生法第28条の2で事業者の努力義務として規定され、実施されてきました。事業者が行う安全衛生活動としては、KY（危険予知）、ヒヤリハット、パトロール、5S等がありますが、職場に潜在する危険源を予防的に措置していくリスクアセスメントはKYとともに安全衛生活動の重要な2本柱といえます。

リスクアセスメントの実施状況について、厚生労働省は10年後の2017年に従業員10人以上の14,000事業所を対象とした実態調査結果を公表しており、リスクアセスメントを実施している事業所は46%、実施していない事業所は50%でした。実施していない理由としては「人材不足及び実施方法がわからない」があげられています。

その後4年を経過していますが状況は変わっていないのではないかとコンサルタント活動を通じて感じています。またリスクアセスメントを実施してきた事業場でも、マンネリ化の傾向にあり、現場の自主的な活動として定着させることに苦慮しているようです。

リスクアセスメントが定着できていない原因としては、リスクアセスメント実施規程の内容が不十分であり、次のいずれかが明確でないことがあげられます。①実施体制 ②実施時期 ③実施対象 ④結果の報告と措置の管理。

②のリスクアセスメントの実施時期については、安衛則第24条の11に、

- 一 建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき。
- 二 設備、原材料等を新規に採用し、又は変更するとき。
- 三 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

とありますが、事業場でこれらの機会は年に1回あるいは数年に1回あるかないかが実態で、リスクアセスメントを実施する頻度は少なく、安全衛生活動として定着し難いと思われます。

リスクアセスメントを日常的な活動として作業者に認知してもらうためには工夫が必要です。そのためには、②の実施頻度を上げる工夫が必要で、毎月テーマを決めて、不安全箇所・作業手順あるいは不安全行動について職場毎にリスクアセスメントを実施している事業所があります。また、④については、リスクアセスメントの結果を安全衛生委員会にて各職場の安全衛生委員に報告させ、審議することで、事業所として活動を認知することが大切です。

リスクアセスメントにおける危険源の特定、リスクの見積もり及びリスク低減対策の検討は誰が実施するのか。これは実際に作業する作業者が参画して実施していただきたい。職場の不安全箇所及び作業上の不安全行動を最も認識しているのは作業者自身だからです。そのためには事業所のリスク評価基準の教育が重要となります。

リスクアセスメントの妥当性評価あるいは教育には労働安全衛生コンサルタントがお役にたてます。



「危険作業（イメージ）」



「危険な状態（イメージ）」

第一法規(株)の「ecoBRAIN Selection Advanced」内「環境法令相談室」に寄せられた質問に東京支部会員が回答しています。

労働安全衛生に関する法令相談の中から関係が深いものを紹介します。

(「特殊健康診断は6月以内」の期間とは)

【問】労働安全衛生規則で、特殊健康診断は6月以内に定期に実施することと規定されている。この6月以内とは、月単位で考えても良いものか?それとも厳密に日付で管理するものか?この点を示す根拠法令はあるか?仮に、4月10日に実施した場合、次の特殊健康診断はいつまでに実施が必要か? 次のどれが正しいか? a. 10月10日、b. 10月9日、c. 9月末、d. 10月末

【答】これに関しては労働安全衛生法には規定がありません。民法第140条に「期間の起算」に関して規定があります。それによれば、「日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、参入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。」とあります。これから考えると上記条文のただし書きに該当する場合を除き a. が正しいと考えられます。

(安全管理者と衛生管理者の兼務の可否)

【問】兼務できるか?

【答】事業所の規模により少なくとも1名は専任(他の業務との兼任は不可)の安全管理者あるいは専任の衛生管理者を選任しなければならない場合があります。詳細は省略しますが、安全管理者の場合、労働安全衛生規則第4条第1項第4号に、衛生管理者の場合、労働安全衛生規則第7条第1項第5号に規定してあります。これらの規定に該当しなければ兼任できます。

(フォークリフト作業(2メートル以上)の“はい作業主任者”の選任)

【問】フォークリフトによる高さ2メートル以上の荷の積み下ろし作業は、“はい作業主任者”の管理下で行われなければならないか?

【答】ご質問のフォークリフトによる高さ2メートル以上の荷の積み下ろし作業ははい作業に該当します。はい付け又ははい崩し作業を行う際に、作業を実施する人が、(a)フォークリフトの運転者単独か、(b)他にも作業者が居るかによって、回答が変わります。(a)の場合は、はい作業主任者は不要です。(b)の場合は、はい作業主任者を選任する必要があります。労働安全衛生法施行令第6条第12号に規定してあります。

(エアーコンプレッサーの容器の定期自主検査)

【問】エアーコンプレッサーは、ボイラー及び圧力容器安全規則により、年1回以上容器の定期自主検査を実施することが規定されている。この定期自主検査は業者に依頼する必要があるか?

【答】ご質問の内容から第二種圧力容器と判断されます。この場合は、ボイラー及び圧力容器安全規則第88条第1項では自主検査をする人についての制約は規定されていません。業者に依頼する必要はありません。

(車両系荷役運搬機械等作業指揮者選任要件の有無)

【問】車両系荷役運搬機械等作業指揮者の選任要件は何か? 選任は努力義務か? 罰則は?

【答】車両系荷役運搬機械等作業指揮者は労働安全衛生規則第151条の4に規定してあります。指揮者を定める際の要件は規定されていません。「指揮者を定め、指揮を行わせなければならない」と規定されているので指揮者を定めることは義務です。違反した場合は労働安全衛生法第20条違反になります。労働安全衛生法第119条、第122条に罰則が規定してあります。

蟻の挨拶

一般社団法人東京技能者協会(TSA)のホームページにある「安全衛生ギャラリー」に東京支部会員が寄稿しています。その一部を再編集して紹介します。

○「蟻の挨拶」と「人間の挨拶」

俺は働きアリじゃないぞとお叱りを頂きそうですが、少しお付き合いください。

蟻は、哺乳類とは別の道で高度に進化した、社会性を持った生物と言われています。この蟻たちは、同じ社会(巣)に属するものかどうかを「挨拶」によって識別しているそうです。触覚を合わせる動作で互いのフェロモンを確認、“仲間”を識別し安全を確かめているとのこと。

ひるがえって見ると人間社会でも知人や同じ職場の人とは挨拶をします。山に行った時などもすれ違う人と挨拶をしますが、一種の共同意識が生まれているのかもしれませんが。街なかで見ず知らずの人とは、何でもないときに挨拶はしません。

人間の挨拶も「自分たちは同じ“仲間”、宜しく!」という識別信号なのではないでしょうか。少し古い映画ですが、ジャッキー・チェンが、とぼけた顔で挨拶して“仲間”をよそおい、敵地に堂々と侵入するシーンがありましたが、まさにあれです。

ところで、社会人として円滑に生活するために、「挨拶」は基本の基、人間社会の日々を快適に過ごす重要なツール、最も大切なマナーなどと言われます。「いい大人に」「挨拶ごときが」など、耳タコだと聞き流していませんか。でも、人間も生物、先に述べたように「挨拶」には思ったよりも重要な意味(“仲間”識別信号)があるようです。

○ 挨拶の効用

朝、職場で「おはようございます(心の声: 同じ“仲間”です。今日も宜しく!)」と挨拶されたら、やっぱり気分がいいものです。挨拶された方だけでなく、良い反射が挨拶した人にも返ってきます。

挨拶には次のような効用があるとされています。

- ・ 挨拶をすると気持ちがいい(黙って通り過ぎると気分が良くない)。
- ・ 挨拶をするときは無意識に笑顔又は多少でも顔が柔らくなる。
- ・ 相手からの印象が良くなり、人間関係も良くなる。
- ・ 挨拶から会話が始まる。

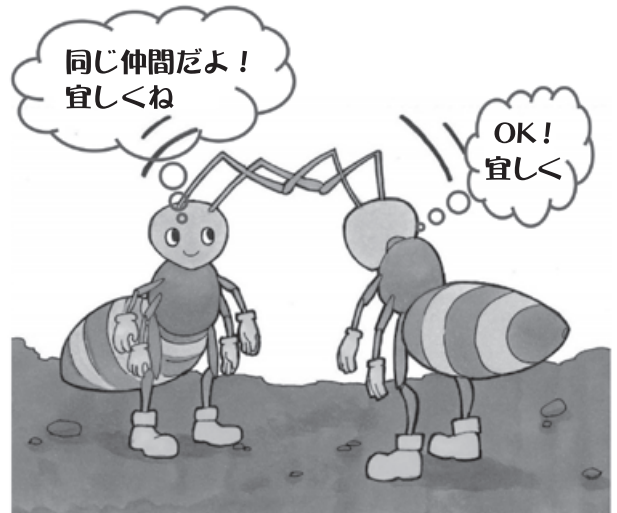
○ 良いコミュニケーションと挨拶

良いコミュニケーションとは、相手をよく理解し、相手に伝わる形で意思・感情・思考を伝えあうことです。職場においては“仲間”であれば仕事も気軽に教えてくれるでしょう。また率直に注意もしてくれるでしょう。危険な時には何をしておいても注意してくれるし、そのような教えや注意を素直に聞くことができます。

そのための最も取り組みやすく効果的な方法が、先に述べた、朝、職場で「おはようございます(心の声: 同じ“仲間”です。今日も宜しく。)」です。

コミュニケーションは「挨拶」から! 同じ“仲間”として、少なからず一体感が生まれ、良いコミュニケーションが始まります。是非とも実践してください。朝だけでなく、現場の長や幹部が率先して声を掛けてください。いつか挨拶の効用が表われ、必ずや現場の雰囲気が変わります。

但し、職場は和気あいあいとやるだけではなく、当たり前ではありますが、良い意味での緊張感も必要です。「挨拶」の励行はもとより、現場を常に整った状況(整理整頓、安全通路の整備の徹底など)にする事や朝礼時の整列とラジオ体操をきちんと行う事、そして、現場の長や幹部が率先してルールを守る姿を見せる事などが重要なのは言うまでもありません。



東京支部活動記録（令和3年4月から令和4年3月まで）

番号	月日	項 目	場 所
1	5月12日(水)	東京支部労働安全研修会(令和3年度第1回) 「化学物質等による健康障害防止対策」 みずほリサーチ&テクノロジーズ(株) チーフコンサルタント 貴志 孝洋 氏	東京支部会議室 (リモート開催)
2	5月17日(月)	東京支部会報 第27号発行	—
3	5月27日(木)	第18回 幹事会	東京支部会議室 (リモート開催)
4	6月18日(金)	令和3年度 東京支部通常総会	学士会館
5	7月27日(火)	東京支部労働安全研修会(令和3年度第2回) ①「今年度の労働安全行政の動向について」 東京労働局基準部安全課 主任安全専門官 長澤 英次氏 ②「今年度の労働衛生行政の動向について」 東京労働局基準部健康課 副主任衛生専門官 徳橋 克史氏	東京支部会議室 (リモート開催)
6	7月29日(木)	第19回 幹事会	東京支部会議室 (リモート開催)
7	9月30日(木)	第20回 幹事会	東京支部会議室 (リモート開催)
8	10月13日(水)	東京支部労働安全研修会(令和3年度第3回) 「石綿による健康障害防止対策」	東京支部会議室 (リモート開催)
9	11月25日(木)	業務部会新入会員オリエンテーション	東京支部会議室
10	11月25日(木)	第21回 幹事会	東京支部会議室 (リモート開催)
11	12月1日(水)	業務部会新入会員オリエンテーション	東京支部会議室
12	12月1日(水)	東京支部労働安全研修会(令和3年度第4回) 「東京都受動喫煙防止対策(東京支部受託業務)」	東京支部会議室 (リモート開催)
13	12月9日(木)	業務部会新入会員オリエンテーション	東京支部会議室
14	令和4年 1月27日(木)	第22回 幹事会	東京支部会議室 (リモート開催)
15	2月28日(月)	東京支部労働安全研修会(令和3年度第5回) 「某市 浸水対策事業 シールド工事の安全診断報告」	東京支部会議室 (リモート開催)
16	3月31日(木)	第23回 幹事会	東京支部会議室 (リモート開催)

編集後記

第28号会報誌が完成しました。今回は、いろいろな方に興味を持ち手に取っていただけるよう、表紙にカラー写真を採用しました。また、トピックスにわかりやすい安全講話や専門的な法令相談と硬軟織り交ぜた内容としました。

前年度から引き続きコロナ禍のため、広報委員会の活動はほぼオンラインで実施してきましたが関係各位のご協力により発行に至りました。お忙しいところ本会報に寄稿していただきました執筆者の皆様、また広告を掲載いただきました団体、会社の皆様に心から感謝申し上げます。

広報委員会（浦山、亀山、澤、清水、横内）

遠隔・多人数・多言語でのコミュニケーションを実現

案内向け音声翻訳サービス

RemoteVoice

こんなお悩み
ありませんか？

- 案内をすべてを多言語化するには時間も費用もかかる。
- 通訳だけでは多国籍の外国人に対応しきれない。
- 既存の説明だけでなく、その時々に応じた説明をしたい。
- 既存の機械翻訳では簡単な会話はできても、長い説明には難しい。



RemoteVoiceは1台の端末から複数の外国人への案内を可能にする音声機械翻訳サービスです

説明を伴うさまざまなシーンでご活用いただけます

1. ガイド

ツアー参加者は事前にアプリ等をダウンロードする必要なく、管理者の発行するQRコードから簡単にアクセスできます。長い説明でも対応可能です。



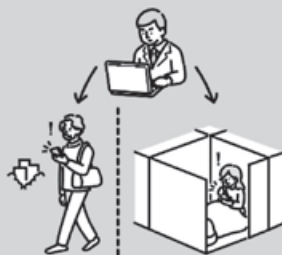
2. 説明会

主催者の説明を一度に複数人に表示でき、参加者からの質問も、主催者はもちろん他の参加者にも表示されますので、双方向でのコミュニケーションが可能です。



3. 防災

防災訓練や防災説明会、避難所での一斉連絡も、相手の言語を気にすることなく可能です。



4. 遠隔サポート

オンラインツアーやオンライン説明会など、WEB会議システムと併用して利用可能です。



無料トライアルが可能です

即日のテスト利用ができます。
お気軽に下記までお問い合わせください。

凸版印刷株式会社

情報コミュニケーション事業本部
〒112-8531 東京都文京区水道1-3-3

■ お問い合わせ：03-5840-4051 担当：末松

無料トライアルのお申込み・お問い合わせはこちら
■ MAIL: info-remotevoice@toppan.co.jp



働くルールの情報発信基地、**No.1**を目指します。

労働新聞

71年の実績を誇る人事・賃金・労務の総合情報紙

安全スタッフ

労災防止業務をサポートする実務的な専門誌

安全衛生ノート

第一線監督者向け安全衛生管理の実務誌

安全対策の決め手

できる職長の実務必携

<https://www.rodco.jp/>

労働新聞社

〒173-0022 東京都板橋区仲町 29-9

TEL : 03-3956-3151 FAX : 03-3956-1611

労働新聞社

検索

**人事労務・安全情報の
最新トレンドを提供!!**



オリジナル記事が満載です!!

- ▶労働基準関係法令違反の事件を逐一報道する「送検記事」
- ▶全国の地方労働行政の最新情報を届ける「監督指導動向」
- ▶労務トラブルのツボが分かる「助言・指導 あっせん好事例集」
- ▶労務管理の基礎知識をおさらいできる「労働用語集」
- ▶法改正への対応を指南する「若手弁護士による労務エッセイ」



研修に使える動画を配信!!

- ▶弁護士劇団による「ドラマで学ぶ労務管理」
- ▶企業の危険体感教育の「体験レポート」
- ▶専門家による腰痛予防体操の「実践講座」

!!!

現場目線の
厳選コラム

楽しく学べる
動画コーナー

他にない
豊富な
ニュース

スマートフォンにも対応

講習会のご案内 (公社)東京労働基準協会連合会

(令和4年7月～12月)

講習会名		科目	7月	8月	9月	10月	11月	12月
石綿建材調査者(一般)	学科	2日		29(月)～30(火)			16(水)～17(木)	
	試験	1日		9/12(月)			30(水)	
石綿建材調査者(一戸)	学科	1日		31(水)			18(金)	
	試験	1日		9/12(月)			30(水)	
床上操作式クレーン	学科	2日		1(月)～2(火)		3(月)～4(火)		5(月)～6(火)
	実技	1日		3(水)/4(木)/5(金)		5(水)/6(木)/7(金)		7(水)/8(木)/9(金)
小型移動式クレーン	学科	2日	4(月)～5(火)		5(月)～6(火)		10/24(月)～25日(火)	
	実技	1日	6(水)/7(木)/8(金)		7(水)/8(木)/9(金)		10/26(水)/27(木)/28(金)	
ガス溶接	学科	1日	6/27(月)	7/25(月)	8/25(木)	9/26(月)	10/27(木)	11/24(木)
	実技	1日	6/28(火)	7/26(火)	8/26(金)	9/27(火)	10/28(金)	11/25(金)
フォークリフト(11時間)	学科	1日	6/27(月)		8/29(月)		10/31(月)	
	実技	1日	1(金)		2(金)		7(月)	
フォークリフト(31時間)	学科	1日	6/27(月)	7/26(火)	8/29(月)	9/28(水)	10/31(月)	11/28(月)
	実技	3日	6/28(火)～30(木) 2(土)3(日)9(土)	7/27(水)～29(金)	8/30(火)～1(木) 3(土)4(日)10(土)	9/29(木)30(金)3(月) 1(土)2(日)8(土)	1(火)2(水)4(金) 5(土)6(日)12(土)	11/29(火)～1(木)
高所作業車(10m以上)	学科	1日	11(月)		12(月)		21(月)	
	実技	1日	12(火)/13(水)/14(木)		13(火)/14(水)/15(木)		22(火)/24(木)/25(金)	
玉掛け	学科	2日	14(木)～15(金)	22(月)～23(火)	20(火)～21(水)	17(月)～18(火)	14(月)～15(火)	12(月)～13(火)
	実技	1日	19(火)/20(水)/21(木)	24(水)/25(木)/26(金)	22(木)/26(月)/27(火)	19(水)/20(木)/21(金)	16(水)/17(木)/18(金)	14(水)/15(木)/16(金)
木工機械作業主任者	学科	2日				13(木)～14(金)		
プレス機械作業主任者	学科	2日			15(木)～16(金)			
乾燥設備作業主任者	学科	2日	19(火)～20(水)			19(水)～20(木)		
はい作業主任者	学科	2日		9(火)～10(水)		17(月)～18(火)		20(火)～21(水)
特化・四アルキル鉛作業主任者	学科	2日	13(水)～14(木) 25(月)～26(火)	1(月)～2(火) 22(月)～23(火)	1(木)～2(金) 26(月)～27(火)	11(火)～12(水) 26(水)～27(木)	14(月)～15(火) 28(月)～29(火)	1(木)～2(金) 19(月)～20(火)
	学科	2日	11(月)～12(火)			31(月)～11/1(火)		
酸素欠乏・硫化水素作業主任者	学科	2日	5(火)～6(水)	16(火)～17(水)	6(火)～7(水)	4(火)～5(水)	8(火)～9(水)	6(火)～7(水)
	実技	1日	7(木)/8(金)	18(木)/19(金)	8(木)/9(金)	6(木)/7(金)	10(木)/11(金)	8(木)/9(金)
有機溶剤作業主任者	学科	2日	12(火)～13(水) 19(火)～20(水) 28(木)～29(金)	3(水)～4(木) 24(水)～25(木)	13(火)～14(水) 20(火)～21(水)	13(木)～14(金) 24(月)～25(火)	16(水)～17(木) 24(木)～25(金)	15(木)～16(金) 22(木)～23(金)
	学科	2日	21(木)～22(金)	1(月)～2(火) 9(火)～10(水) 25(木)～26(金)	1(木)～2(金) 15(木)～16(金) 29(木)～30(金)	11(火)～12(水) 24(月)～25(火)	1(火)～2(水) 21(月)～22(火)	14(水)～15(木) 21(水)～22(木)
自由研削	学科・実技	1日	21(木)	17(水)	20(火)	20(木)	18(金)	12(月)
アーク溶接	学科	2日	6/29(水)～30(木)	7/27(水)～28(木)	8/30(火)～31(水)	9/28(水)～29(木)	10/31(月)～1(火)	11/28(月)～29(火)
	実技	1日	1(金)	7/29(金)	1(木)	9/30(金)	2(水)	11/30(水)
高圧・特別高圧	学科	2日	14(木)～15(金)	18(木)～19(金)	21(水)～22(木)	18(火)～19(水)	28(月)～29(火)	21(水)～22(木)
低圧電気	学科	1日	4(月)	5(金)	5(月)	3(月)	7(月)	5(月)
	実技	1日	5(火)/6(水)/7(木)	8(月)/9(火)/10(水)	6(火)/7(水)/8(木)	4(火)/5(水)/6(木)	8(火)/9(水)/10(木)	6(火)/7(水)/8(木)
高所作業車(10m未満)	学科・実技	1日		1(月)		11(火)		20(火)
粉じん	学科	1日	6/30(木)		22(木)		25(金)	
ダイオキシン	学科	1日		3(水)		28(金)		
受験準備	衛生管理者	1種	4日	25(月)～28(木)	22(月)～25(木)	26(月)～29(木)	21(月)22(火)24(木)25日(金)	12(月)～15(木)
		2種	3日	25(月)～27(水)	22(月)～24(水)	26(月)～28(水)	21(月)22(火)24(木)	12(月)～14(水)
	特例	2日	27(水)～28(木)	24(水)～25(木)	28(水)～29(木)		24(木)25(金)	14(水)～15(木)
X線作業主任者	学科	2日				19(水)～20(木)		
安全管理者選任時研修	学科	2日	19(火)～20(水)	9(火)～10(水)	21(水)～22(木)	12(水)～13(木)	21(月)～22(火)	15(木)～16(金)
衛生管理者能力向上	学科	2日				24(月)～25(火)		
安全衛生推進者	学科	2日	12(火)～13(水)	22(月)～23(火)	13(火)～14(水)	20(木)～21(金)	16(水)～17(木)	13(火)～14(水)
衛生推進者	学科	1日	22(金)	26(金)	9(金)	14(金)	9(水)	9(金)
職長教育	学科	2日	11(月)～12(火)	3(水)～4(木)	1(木)～2(金)	6(木)～7(金)	10/27(木)～28(金)	1(木)～2(金)
携帯用丸のご盤	学科・実技	1日	15(金)		15(木)		15(火)	
KYT研修	学科	1日	1(金)	8(月)	5(月)	3(月)	7(月)	5(月)

※ 申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなります。
※ 講習会に関する詳細はホームページ又は講習案内をご覧ください。
※ 本スケジュールは本部安全衛生研修センター(江戸川区中央1-8-1)で実施する講習です。各支部(中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部)で実施する講習については、各支部のホームページをご覧ください。

講習に関する詳しい内容・お申し込みはこちらから
(公社)東京労働基準協会連合会 安全衛生研修センター
〒132-0021 東京都江戸川区中央1-8-1 [東基連](#) [検索](#)
TEL 03-5678-5556 FAX 03-5678-6433

安全衛生法令関連業務を強力にサポート!

膨大な安全衛生法令と解説等を集約したWEBツール



安全衛生セレクション

年間利用料 1ライセンス 定価99,000円(本体90,000円+税10%)

①安全衛生関係法令をWEBで一括管理!

情報収集と理解のための労力を削減し、改正のチェック漏れを防ぎます!

②膨大な法令をカバーするだけでなく、現場で役立つチェックリストなど充実のコンテンツで、実務をバックアップ!

③届出、報告、選任などの法的要求事項を抽出した『法令別要求事項』を掲載! 労働安全衛生マネジメントにおける法令管理にも最適です!



※動作環境についてはホームページをご覧ください。

■CONTENTS (一部)

改正情報	収録法令の法改正概要を提供
法令情報	法・令・則および告示と解釈例規がリンク
通達集	昭和20年代からの安衛法関連の通達約1,800本を収録
法令別要求事項	安衛法と特別規則16本で規定される遵守条項の一覧
現場で役立つ チェックリスト	労働者、作業と機械の安全衛生に係る規制事項をチェックリスト化(約250本) 根拠法令にリンク、チェックリストのポイントを解説
解説情報	安衛法の条文解説、Q&Aを収録
法令相談室	安全衛生関係法令のご相談を受付・回答/よくある質問と回答を相談事例として提供
メールマガジン	安全衛生法令に関する改正情報やニュースをメールマガジンで配信(月1回)

誰でも手軽に社内講師に! 研修準備をサポート!

みんなで学ぶ労働安全衛生 研修ツール

法改正に対応して
内容を更新!!

+

+

ダウンロード後、自社用にカスタマイズ可能!

自分の身を守るための最低限の知識を身につける!

【仕様】ダウンロードサイト(年1回更新)

※動作環境についてはホームページをご覧ください。

【価格】年間利用料 初年度

2年目以降

定価52,800円(本体48,000円+税10%)

定価13,200円(本体12,000円+税10%)

商品の詳細は ➡

第一法規

検索

CLICK!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 ☎107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

☎ Tel. 0120-203-694
☎ Fax. 0120-302-640